

成年被後見人の選挙権を剥奪する 公職選挙法第11条1項1号を違憲無効とした 東京地方裁判所判決に対する会長声明

2013年3月14日、東京地方裁判所は公職選挙法において成年被後見人は選挙権を有しないとする第11条第1項第1号の規定（以下「本規定」という。）は、日本国憲法第15条第1項、第3項、及び第43条第1項等の規定に違反し無効であるとして、成年被後見人の選挙権を認める判決を言い渡した。

本協会は、精神障害者の権利擁護と社会的復権を担い、自己決定の尊重に支援上の価値を置く専門職能団体として、成年被後見人の参政権の喪失の問題などに対し、その社会参加の機会を一律に制限するものであり、早急に見直されるべきであるとの見解を表明し、総務省に対しては「公職選挙法の見直しに関する要望」を提出し、公職選挙法の本規定の削除を求めてきた。

今回の判決は、成年被後見人も、我が国の主権者たる「国民」であることを明らかとし、本来選挙権を行使すべき存在であることを認め、成年被後見人の選挙権を制限することは憲法に違反するとの判断が下されたものである。権利を擁護するはずの「成年後見制度」が、民主主義の根幹である選挙権を失わせているという現状における矛盾の是正に向けた画期的な判決であり、全国各地で争われている同様の選挙権裁判や法改正に向けた追い風になるものとして強く支持するものである。

原告の希望は法廷での発言にもあるとおり「お父さんとお母さんと一緒に選挙に行きたい」ということであり、ご両親の年齢を考えても裁判を長期化させることなく、一日も早い解決を望みたい。また、選挙権がなくなることを危惧し成年後見制度の申し立てを控え、結果として護られるべき権利が護られていないという事例が存在するという現状もある。公職選挙法の改正が、必要な人への制度活用に寄与することは明確である。

また、公職選挙法の本規定が「国連障害者の権利に関する条約」の12条2項の「障害のある人が生活のあらゆる場面において他の者と平等を基礎として法的能力を享有することを認める」との主旨に反し、批准の障害になっているといわれている。

本協会は、政府が、成年後見制度のさらなる活用のため、また、権利条約の早期批准のため、控訴を断念され、一日も早く成年被後見人の選挙権を回復するために、公職選挙法の本規定を削除し、その他の必要な措置を取ることを強く要望する。

2013年3月25日
社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一恵

[参考]

○公職選挙法

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 成年被後見人

○日本国憲法

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。